

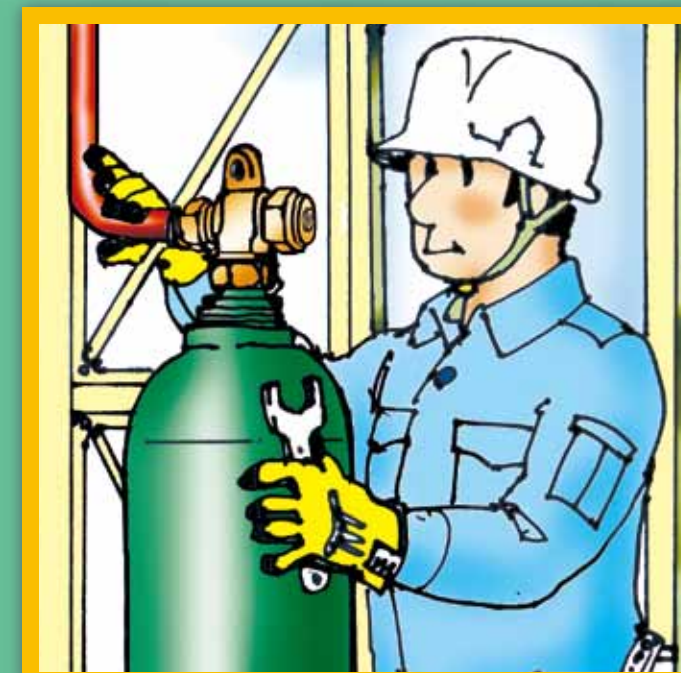
「容器弁等の安全性」点検の流れ（ガス容器の動き）



これらの貯蔵容器等に関しては、一般社団法人日本消防装置工業会（Tel: 03-5404-2181）に加盟している消防設備メーカー等が取り扱っています。

一般財団法人
日本消防設備安全センター

ガス系消火設備の消火剤貯蔵容器等



ガス系消火設備は、消防用設備等の点検時にガス容器に取り付けられている容器弁等の外形の点検をしています。
今回の点検基準の改正により「容器弁等の安全性」の機器点検が義務化されました。

一般財団法人
日本消防設備安全センター

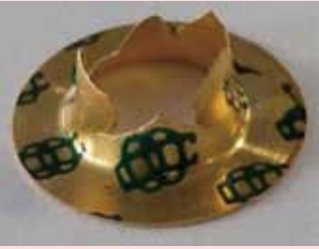
容器弁等について…構成部品の劣化による危険性



容器弁

ガス系消火設備の貯蔵等に用いられる高圧ガス貯蔵容器には、消火剤を放出させる容器弁が設けられています。
この容器弁等には、放出用の封板と共に内部の圧力が異常に上昇したときにガスを抜いて圧力を低下させる安全装置が設けられています。

容器弁や安全装置を構成する封板やパッキン等の部品は、長期間の使用から腐食や劣化により品質が低下し、高圧ガスの噴出事故を発生させる恐れがあります。



(破壊後の安全封板)

劣化事故の事例

- 事例 1：雑居ビルの駐車場で、**36年経過**の消火設備の容器弁の封板が破れ、二酸化炭素ガスが放出。
- 事例 2：工場の電気室で、**25年経過**の消火設備の容器弁の封板が腐食破損し、ガスが放出。
- 事例 3：駐車場で、**35年経過**の消火設備の貯蔵容器 2 本のガスが放出。

改正内容と経過

点検期限〈二酸化炭素では設置後 25 年、ハロゲン化物等では設置後 30 年〉までの容器弁、点検実施後当該年数を経過した容器弁、及び容器弁の封板等に損傷、腐食、または漏れのある容器弁は、「容器弁等の安全性」に係る点検を実施することになりました(移動式も含む)。

対象となる消防用設備等	対象となる容器
● 不活性ガス消火設備 ・ 二酸化炭素・窒素・IG-55・IG-541	・ 消火剤貯蔵容器
● ハロゲン化物消火設備 ・ ハロン 1301・ハロン 1211・ハロン 2402 ・ HFC-23・HFC-227ea・FK-5-1-12	・ 起動用ガス容器
● 粉末消火設備	・ 加圧用ガス容器
● パッケージ型消火設備	
● パッケージ型自動消火設備	

この点検基準は、平成 25 年 11 月26 日消防庁告示第 19 号により「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」の一部が改正されたことによります。なお、点検報告は消防法第 17 条の 3 の 3 に定められており、**未報告や虚偽報告は法令違反**となります。

改正された点検票の一部

点 検 項 目		点 検 結 果		措 置 内 容
種別・容量等の内容	機 器 点 検	判 定	不 良 内 容	
消火剤貯蔵容器	周囲の状況 外形表示・標識			
消火剤	容器弁外形			
	安全性			
	安全装置			
消火剤	容器弁電気式			

左図の赤字で記載された部分が、告示により新たに追加された項目で、消防用設備等の点検業者さんにより点検することとなります。

「容器弁等の安全性」点検の既存設備の経過措置

■ 二酸化炭素を消火剤として用いるもの

	2014 年 (平成 26 年)	2015 年 (平成 27 年)	2016 年 (平成 28 年)	2017 年 (平成 29 年)	2018 年 (平成 30 年)
1977 年 (昭 52) 3/31 以前に設置	2016 年 3/31 までに点検終了				
1977 年 (昭 52) 4/1 ~1993 年 (平 5) 3/31 の期間に設置	2018 年 3/31 までに点検終了				
1993 年 (平 5) 4/1 以降に設置	設置後 25 年を経過する日までに実施				

■ ハロゲン化物等 (上記以外のもの) を消火剤として用いるもの

	2014 年 (平成 26 年)	2015 年 (平成 27 年)	2016 年 (平成 28 年)	2017 年 (平成 29 年)	2018 年 (平成 30 年)
1988 年 (昭 63) 3/31 以前に設置	2018 年 3/31 までに点検終了				
1988 年 (昭 63) 4/1 以降に設置	設置後 30 年を経過する日までに実施				

点検時の留意事項

点検は、点検期間内に実施しますが、設置本数が多い施設では、設置後15年を目安に製造年の古いものから順次点検を始め、期間内に全数の点検が完了するようにしてください。

「容器弁等の安全性」点検の確認ラベル

「容器弁等の安全性」点検が終了しているものには、左のラベルが貼付されています。黄色は「新品に交換」、朱色は「再点検済み」のラベルです。

容器弁に、会社名(社名ロゴ)、製造年、充填ガス種別等が刻印されています。
容器弁の点検期限は、「製造年」でなく「消防用設備等の設置された年月」が基準日となります。
詳しくは各メーカーにお尋ねください。